

平成二十九年 藤崎町議会 予算特別委員会会議録（第二号）

平成二十九年三月十五日（水曜日）

出席委員（十四名）

委員長 佐々木 政 美

副委員長 阿 部 祐 己

委 員 五十嵐 忍

前 田 信 一

小 野 稔

吉 村 忠 男

工 藤 健 一

浅 利 直 志

奈 良 完 治

奈良岡 文 英

藤 林 公 正

相 馬 勝 治

横 山 哲 英

野 呂 日出男

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町 長

平 田 博 幸

副町長
総務課長選管事務局長併任
企画財政課長
税務課長
住民課長
福祉課長
建設課長
農政課長農委事務局長併任
会計管理者・会計課長
上下水道課長
監査委員
選管委員長
教育長
学務課長
生涯学習課長
学校給食センター所長
農業委員会会長
地方創生推進室長

五十嵐 晋
能登谷 英彦
榊 淳一
三浦 郁雄
久保田 整
齋藤 美津昭
阿部 悟
横山 精逸
幸田 信雄
對馬 猛清
神 忠勝
三浦 秀男
武田 登
兵藤 範明
森 篤
佐々木 盛男
野呂 廣志
工藤 峰靖

事務局職員出席者

事務局 長
係 長

三浦 孝 司
久保田 育 子

審 査 日 程

- 第 二 議案第二十一号 平成二十九年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案
第 三 議案第二十二号 平成二十九年藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案
第 四 議案第二十三号 平成二十九年藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案
第 五 議案第二十四号 平成二十九年藤崎町水道事業会計予算案
第 六 議案第二十五号 平成二十九年藤崎町下水道事業会計予算案
-

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 平成二十九年三月十五日

開 議 午前九時五十八分

○委員長（佐々木政美君）

おはようございます。

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

各特別会計について歳入歳出を一括で審査したいと思いますので、よろしく申し上げます。

審査日程に従い、議案第二十一号平成二十九年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。課長。

○住民課長（久保田 整君）

おはようございます。

それでは、議案第二十一号平成二十九年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案につきまして、その概要をご説明させていただきます。

予算書百二十九ページをお開き願います。平成二十九年の予算総額は、歳入歳出それぞれ二十三億六千五百万円を計上し、対前年度比七千六百九十七万三千元、三・四％の増となるものであります。

百四十一ページをお開き願います。まず、歳入についてご説明いたします。

第一款国民健康保険税は、一目の一般被保険者分から三目の退職被保険者分までを合わせまして、次のページ、百四十二ページの一番上でございます、総額で四億一千五百五十九万四千元となるもので、対前年度比三千三百

五十九万円、八・八％の増となるものでありますが、これは今年度税率を引き上げたことと課税所得の上昇によるものであります。

第三款国庫支出金は、一項国庫負担金が四億一千九百三万二千元、二項国庫補助金が一億八千三百八十三万四千元、合わせまして六億二百八十六万六千元となり、対前年度比一千五百五十七万二千元、二・七％の増となるものでありますが、これは療養給付費並びに高額療養費の増加が主な理由であります。

百四十三ページの第四款療養給付費交付金は七千百十二万一千円を計上しておりますが、六十五歳未満の退職被保険者の療養給付費等に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

第五款前期高齢者交付金は三億六千二百二十六万円を計上しており、各保険者間の費用負担の調整を図るものであります。

第六款県支出金は、一項県負担金が二千四百四十六万六千元、二項県補助金が一億一千二百四十九万五千元、合わせまして一億三千六百九十六万一千円を計上するものであり、対前年度比四百五十五万二千元、三・四％の増となるものでありますが、これも国庫支出金同様に高額療養費の増加が主な要因でございます。

百四十四ページをお開き願います。第七款共同事業交付金は五億六千五百九十六万八千元で、高額医療費の八十万円を超える部分の負担を調整する高額医療費共同事業交付金と八十万円までの医療費負担を共同で調整する保険財政共同安定化事業交付金を計上したものであります。

第九款繰入金は、一節の保険基盤安定繰入金が一億九百二十三万八千元で、国保税の軽減に対する国、県、町の公費負担分であり、二節の職員給与費等繰入金は三千三十四万五千元で、国保事業に係る職員の給与費等であります。四節の財政安定化支援事業繰入金五千八百六十三万九千元は、国保財政の基盤安定化を図るため繰り入れするものであります。ほかに助産費と特定健康診査に係る職員の給与費等を含め、一般会計からの繰入金総額

は二億一千二十万九千円を計上し、対前年度比五百七十九万九千円、二・七％の減となるものであります。

第十款繰越金から十一款諸収入までは、各項目に前年度と同額の一千円を計上するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

百四十九ページをお開き願います。第一款総務費一項総務管理費は、職員人件費等の經常経費と青森県国保連合会の運営事務経費に対する町負担分の連合会負担金であります。

百五十ページをお開き願います。二項の徴税費は賦課徴収に係る費用、三項の運営協議会費は会議開催費用等、百五十一ページに移りまして、四項の趣旨普及費は国保制度の情報提供等に係る経費をそれぞれ計上したものであります。

第二款保険給付費は、平成二十八年度実績見込額を計上したもので、一項の療養諸費が十一億四千五百十四万六千円、百五十二ページに移りまして、二項の高額療養費が一億六千六百四十三万八千円、百五十三ページの四項出産育児諸費や五項の葬祭諸費などを合わせ、保険給付費総額十三億二千三十三万円となり、対前年度比八千六百六十一万八千円、七・〇％の増となるものであります。

第三款後期高齢者支援金は、支援金と事務費拠出金を合わせて二億六千九百三十九万四千円を計上するものであり、後期高齢者医療費の支援分として社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

百五十四ページをお開き願います。第四款前期高齢者納付金は、納付金と事務費拠出金を合わせて二十三万八千円となるものであり、前年度実績等を勘案して計上するもので、いずれも支払基金へ納付するものであります。

第六款介護納付金は一億三千二百七十万二千円を計上するもので、介護保険の二号被保険者である四十歳以上六十五歳未満の方々から徴収した国保税の一部を介護費用の負担分として支払基金へ納付するものであります。

百五十五ページに移りまして、第七款共同事業拠出金は、県内国保保険者で調整する共同事業に対する町の拠

出金で、総額五億七千四百四十万六千円を計上しております。

第八款保険事業費一項一目の特定健康診査等事業費は、四十歳以上七十五歳未満の被保険者の特定健康診査及び特定保健指導を行うための人件費及び特定健康診査委託料などで二千六百五十万七千円を、百五十六ページの二項一目の疾病予防費は、健康管理に対する意識の高揚と予防対策を推進するための人件費及び事務費等に四百四十五万九千円、保険事業費は総額で三千九十六万六千円を計上しております。

百五十八ページをお開き願います。第十一款諸支出金は、保険税還付金や還付加算金などで三百六十四万三千円を計上しております。

第十二款予備費は、予算調整により収支均衡を図るためのものであります。

議案第二十一号平成二十九年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案の概要説明は以上でございます。

○委員長（佐々木政美君）

ありがとうございます。

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑をお願いします。

浅利委員。

○浅利直志委員

国民健康保険、全国の自治体が運営に苦勞している、あるいは保険料負担が非常に重くのしかかっている保険制度でありますけれども、依然として国民皆保険を維持するという方向で町村国保を運営しているわけなんですけれども、それで質問でありますけれども、国民健康保険税、全体としては八・八%ほどの増だということであ

りますけれども、説明の中では税率を昨年度引き上げた分と所得の増の分を見込んでこのようになったというようなことなんですけれども、税率引き上げ分にかかわるのはどれくらいなのかということについてはどうでしょうか。

○委員長（佐々木政美君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。税率を引き上げた分に対してということではちょっと算定はできませんで、総額でしか算定できません。そういう意味で、税率を改正した分でどうということではなくて、単純にこの対前年度との比較でしか金額では算定できておりません。ふえているわけですが、その税率を昨年度税率改正させていただいた際には10%未満、算定後では九・五%というふうになってございます。率としてはその率でございまして、あと今回の予算でいうところの百四十一ページで国民健康保険税の大きなところ、一項二目の一般被保険者普通徴収国民健康保険税、前年度比で四千万円ほどふえてございます。これの大きなものといましては、今のその税率と、あとその基準所得総額、平成二十七年分の所得、昨年課税したもの、平成二十七年分の所得が伸びていると。その所得がどの程度伸びているのかということでございますけれども、平成二十六年分の収入に対して平成二十七年分の収入、これは三億四千万円ほど伸びておりました。率にしますと一七%所得で伸びていたと。これがそのまま税額に反映されることとなりますので、これらの影響でもって保険税がふえたということでございます。以上でございます。

○委員長（佐々木政美君）

浅利委員。

○浅利直志委員

所得の総額としては伸びているということで、我々の実感としては、働いている人、共働きも含めてふえている一つの結果なのかなというふうに思っております。国保にはそれほど、それほどというよりも所得そのものが伸びているという実感はないわけでありませけれども。

それでもう1点、国保を運営するに当たって国庫支出金といいますか国庫負担金、これらが、例えば県支出金のところを見てください。県支出金が前年度ゼロから一千六百八十四万円ほどにふえているんですけれども、その理由はどういう理由なりがあるのでしょうか。計上した理由ですね。

○委員長（佐々木政美君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。特別調整交付金のご質問でしたが、今回の今の県補助金、百四十三ページの一番下の特別調整交付金、それともう1点、国庫支出金も同じく百四十二ページの一番下、特別調整交付金、国の分もございます。これらは関連いたしますけれども、計上した予算額につきましては予算編成時点では金額というのはまだ算定できませんので、前年度の決算見込みということで平成二十八年度に見込まれている金額を計上したものでございます。

特別調整交付金の算定方法といいますか、算定基準につきましては、国、それから県、それぞれ内容が異なっております。まず国につきましては、保険料や一部負担金、これらを減免した、あるいはエイズ予防ですとか保健事業、こういうものなどの特別な事業をどれだけ各保険者が実施しているのか、それを国が考慮し配分するものとなっております。県につきましては、医療費の適正化、保険料の収納率向上対策、生活習慣病予防対策、

こういうふうな事業をどれだけ保険者が取り組んでいるのかというものを県独自の評価に基づいて交付されることとなっているものでございます。

予算計上につきましては、冒頭申し上げましたように平成二十八年度の決算見込額を計上したということでございます。以上でございます。

○委員長（佐々木政美君）

ほかにないですか。浅利委員。

○浅利直志委員

国保の都道府県化といいますか、都道府県で運営をしていく、なおかつ市町村としては税金を上納するような形にもなるんですけれども、それで国も国保の安定財源を確保して窮状を手助けしなければならないと、それなしには都道府県化も実現できないというようなことで、一千五百億円、二千億円とかという形で助成するんだというようなことなんですけれども、それは会計上はどこにあらわれているというふうに理解すればよろしいんでしょうか。

○委員長（佐々木政美君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

ただいまのご質問でしたけれども、国が保険者あるいは県に対する補助をするというものに二種類あると認識してございます。一つは、制度改革が行われる平成三十九年度以降のものとそれ以前のもの二つあると認識してございます。それがそれぞれ国の予算ベースで一千七百億円というものであり、そのうちの一つが、消費税の導入が見送られたことによって一旦白紙になったというふうな経緯もございました。

今現在、その制度改革前の一千七百億円の国からの保険者に対する補助というものにつきましては、保険料の軽減、つまり基盤安定に対して交付するというものになってございます。以上でございます。

○委員長（佐々木政美君）

ほかにないですか。浅利委員。

○浅利直志委員

今のことも関連もするんですけれども、それで繰入金ですね。繰入金。基準外の繰り入れをこれ以上続けるわけにもいかないし、それを軽減しなければならないということで引き上げを昨年度したわけでありましてけれども、財政安定化支援事業として五千八百六十三万円ほど支出されているんですけれども、この中にこの法定外といますか、基準外繰り入れというか、そういうものがあるんだというふうに金額的には理解すればよろしいんでしょうかと。この基準外繰り入れを改善していく、少なくしていくんだというようなことでしたけれども、本会計においてはどのような状態になっているんでしょうか。

○委員長（佐々木政美君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。百四十四ページの九款繰入金、この中の一項一目四節の財政安定化支援事業繰入金五千八百万円ほどを計上してございますが、この中にいわゆる法定外、基準外の繰入金があるかどうかというご質問でございましたが、計上してございます。金額といたしましては、三千六百万円ほどを法定外繰入金として計上してございます。以上でございます。

○委員長（佐々木政美君）

浅利委員。

○浅利直志委員

法定外繰入も含めて五千八百六十三万円ほどを繰り入れているんだという説明でありました。

それで、広域化されて、広域化というか県単位で運営することを基本としてやっていくというふうになった場合のその段階でもいわゆる町村の運営協議会というもの、これは引き続き残るのかどうか、その検討範囲といたしますか、審議事項といたしますか、そういうものに変化があるのかどうか、その点については明示されているのでしょうか。

○委員長（佐々木政美君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。市町村で設置してございます国民健康保険運営協議会、これにつきましては親法律で規定されたものでございますが、平成三十年度の法改正後も引き続き設置は必要とされてございます。その審議する内容でございますが、これにつきましても従来同様、保険税率の改定の諮問を受けて協議する、あるいは重要な案件というのは例えば一部負担金の減免ですとか、そういうふうなものを審議するという項目に関しては変わってございません。

その保険税率に関して若干補足させていただければ、平成三十年度以降、税率に関して県からの指導、参考税率というものが示されるわけですけれども、あくまでも県が示すものは参考でございます。それをさらに市町村の運営協議会でもんで、最終的に決定するのは議会というふうな流れは同じでございますので、国保運営協議会のあり方といたしますか、内容につきましては従来と同じというふうになってございます。以上でございます。

○委員長（佐々木政美君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今、運営協議会のことが出て、当面その保険料や繰り入れの問題も含めて従来のように、従来の運営協議会のあり方を尊重してやっていくんだというのがとりあえずの方針というか、ちょっと私は運営協議会の委員にもなったこともないんですけれども、運営協議会のあの規程を見ますと、改めてちょっと規程を見たんですけれども、町長の諮問に答えるとかというそういう条項は、運営協議会の規則の話なんですけれども、ないような気がするんですけれども。というのは、その議事は誰が決めるのかということについては、規則では、ちょっとペーパーも持ってきたんですけれども、どこに行ったかちょっと不明なんですけれども。その議事は会長が決めるんだと。過半数以上でこの議事は決めるんだというような形で運営はしているんですけれども、何を言いたいかという、諮問に答えるという内容もきちんと明記すべきものなんじゃないのかなというふうに思っておるんですけれども、その辺の運営協議会の運営についてどういうふうなお考えを持っていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（佐々木政美君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。私も手元に今、規則を持ち合わせておりませんが、確かに浅利委員のおっしゃるとおり、町の国保運営協議会の規則にはその諮問あるいは審議、答申、そういうふうな文言は出てきていないと記憶しております。ただ、それは親法律である国民健康保険あるいは施行規則というものに明記されていて、それにのっとって運営しているものでございます。

それともう1点、国保運営協議会はあくまでも決定するものではなくて、町長の諮問に対して意見をまとめ、その結果を答申するということになっているものでございます。以上でございます。（「質疑なし」の声あり）

○委員長（佐々木政美君）

これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木政美君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十二号平成二十九年藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

それでは、議案第二十二号平成二十九年藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、その概要をご説明させていただきます。

予算書百六十九ページをお開き願います。平成二十九年の予算総額は、歳入歳出それぞれ三億一千二百四十万円を計上し、対前年度比一千三百二万一千円、四・三%の増となるものであります。

百七十九ページをお開き願います。まず、歳入についてご説明いたします。

第一款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせまして七千二百二十六万九千円を計上するものであります。平成二十九年の保険料率につきましては、昨年度と同率であります。基準所得額の上昇により対前年度比七百十五万円、一一・〇%の増となるものであります。

第三款繰入金一項一目の事務費繰入金は二千二百八十三万七千円を計上しております。内訳は、職員給与費分が一千五百八十万九千円、広域連合事務費分が七百二万八千円であります。

二目の保険基盤安定繰入金は五千百円を計上しており、保険料の軽減額に対する県、町の公費負担分として一般会計から繰り入れするものであります。

三目の療養給付費繰入金は一億六千三百六万円を計上しており、広域連合で実施する後期高齢者医療給付費に係る町負担分として一般会計から繰り入れするものであります。

百八十ページをお開き願います。第四款繰越金は、平成二十九年三月分の普通徴収保険料額を新年度に入ってから広域連合へ納付することになることから、繰越金として計上するものであります。

第五款諸収入は、保険料還付金や還付加算金など総額八十五万五千円を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

百八十三ページをお開き願います。第一款総務費一項一目の一般管理費は一千五百四十二万九千円を計上しており、職員人件費及び後期高齢者医療システムに係る保守業務委託料などが主なものであります。

百八十四ページをお開き願います。二項一目の徴収費は、保険料の徴収等に係る事務経費三十八万円を計上しております。

第二款後期高齢者医療広域連合負担金は二億九千五百七十三万六千円を計上しておりますが、内訳は、町が徴収した保険料及び低所得者に対する保険料軽減相当額の保険料等負担金が一億二千五百六十四万八千円、広域連合の事務に係る職員給与費等の共通経費に係る町負担分の広域連合事務費負担金が七百二万八千円、療養給付費に係る町負担分の療養給付費負担金が一億六千三百六万円で、いずれも広域連合へ納付するためのものであります。

第三款諸支出金は、過誤納金に係る還付金等八十五万円を計上するものであります。

議案第二十二号平成二十九年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案の概要説明は以上でございます。

○委員長（佐々木政美君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと百八十四ページの広域連合負担金、後期高齢者広域連合に対する負担金ということでトータルで二億九千五百七十三万円ほど、約三億円ほどが計上されておるんですけども、その中で保険料等負担金と、説明では保険料と軽減分を含むんですよというふうな説明であったんですけども、中身をもうちょっと、軽減分を含むというところについて説明していただけたらなと思いますけれども。

○委員長（佐々木政美君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。後期高齢者医療制度における保険料につきましても軽減がございます。その所得に応じて九割あるいは五割、二割というふうな軽減がございます。それをそれぞれが補填し合うといたしますか、それらも含めて実際に徴収したものと合わせて県の広域連合で算定して、それぞれの市町村が幾ら、幾らというふうな通知が参ります。それに合わせて納付するというふうな内容になっているものでございます。以上でございます。

○委員長（佐々木政美君）

ほかにないですか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木政美君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十三号平成二十九年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

おはようございます。

それでは、議案第二十三号平成二十九年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、百九十五ページをお開き願います。本年度の予算総額は、前年度比二・五六％増の歳入歳出それぞれ十七億六千百万円としたものであります。

歳入についてご説明申し上げますので、二百一ページをお開き願います。

第一款保険料は、六十五歳以上の方の第一号被保険者に対するものであり、第六期介護保険計画で定めた基準月額六千五百万円でありました。それを所得段階ごとの被保険者数により算定したものでございます。

次に、三款国庫支出金は前年度比九百二十四万二千元増の四億五千百三十六万七千元とし、次の四款支払基金交付金は前年度比七百四十万四千元増の四億六千三百四十七万一千円としたものであります。

次に、五款県支出金は前年度比五百七十七万五千元増の二億四千五百四十三万八千元とし、七款繰入金は介護給付費や事務費などであり、三億五百八十六万一千円を計上したものであります。

続きまして、歳出のご説明をいたしますので、二百二ページをお開き願います。

一款総務費は職員の人件費が主なものでありまして、前年度比プラス一六・四三％、八百六十二万八千円増の六千百十五万四千円、次の二款保険給付費は前年度比プラス一・四五％、二百三十四万八千円増の十六億二千三百二十四万三千円とし、次の三款地域支援事業費は予算組み替えの影響でございまして、前年度比プラス七五・五三％、三千二百四十八万一千円増の七千五百四十八万七千円としたものであります。

続きまして、歳出の主なもののご説明を申し上げますので、恐れ入りますが二百十六ページをお開き願います。

歳出全体の九二・一八％を占める二款保険給付費の一項介護サービス等諸費の説明の欄をごらん願います。居宅介護サービス給付費は、在宅の方が利用する訪問サービスや通所サービス、短期入所生活介護費などに対するものであり、平成二十八年度の実績見込みから前年度比マイナス〇・二二％、百二十五万四千円減の五億六千六百五十二万一千円としたものであります。

次に、地域密着型介護サービス給付費は、グループホーム利用に対する給付費が主なものでありまして、平成二十八年度の実績見込みからプラス三・八九％、一千七十二万二千元増の二億八千六百三万三千元としたものであります。

次に、施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設などの利用に対するものであり、平成二十八年度の実績見込みからプラス二・八七％、一千四百七十二万三千元増の五億二千八百二十六万三千元としたものであります。

次の居宅介護福祉用具購入費は歩行器やつえなどの購入、居宅介護住宅改修費は手すりの取り付けや段差解消の際の工事に対する給付であり、平成二十八年度実績見込みをもとに計上したものであります。

次に、居宅介護サービス計画給付費は、居宅サービス計画の作成に対するものであり、前年度と同額の七千六

百四十四万四千円としたものであります。

次に、二目介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費は要支援の方に対するものであり、予算組み替えの影響によりまして前年度比マイナス四〇・九二%、二千四十九万六千円減の二千九百五十八万七千円としたものであり、介護予防福祉用具購入費と介護予防住宅改修費は平成二十八年度実績見込みをもとに計上したものであります。

次に、介護予防サービス計画給付費は、要支援の方に対する予防サービス計画作成に係るものであり、前年度比マイナス四八・〇三%、三百五十四万九千円減の三百八十四万円としたものであります。

次に、二百十八ページの三款地域支援事業費一項一目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援者が一定の要件を満たす住民が運営するボランティア団体などから訪問・通所サービスを受けることができるようになったことから計上したものであります。

次に、二項一般介護予防費一目一般介護予防事業費は、全ての高齢者を対象に運動機能の向上や閉じこもり・鬱予防のための事業を実施するものであります。

次に、三項包括的支援事業・任意事業費四千三百四十七万六千円は、高齢者が要介護状態になっても住みなれた町で尊厳ある暮らしができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体に提供される地域包括ケアシステムの構築のため、総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、生活支援体制整備事業などを実施するものであります。

以上が、平成二十九年度介護保険（事業勘定）特別会計予算の概要でございます

○委員長（佐々木政美君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

介護の認定審査会費として一千二百万円ほどが予算計上されておるんですけども、全体としてこれはその内訳を、何か今説明もしたみたいですけども、内訳をもうちょっと詳しく明らかにしてほしいということと、その結果、現在というかこれから、平成二十八年度の実績をもとにして予算計上しているんですけども、実際、要支援一・二は何人いて、それから介護度一・二・三・四・五というのはどれくらいを対象として事業を行うのかということについてお聞きしたいと思います。

○委員長（佐々木政美君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

浅利委員にお答えを申し上げます。恐らく二百十五ページの一番上のほうの一千二百九万円が浅利委員からのご指摘の数字だと思います。

まず、この一千二百九万円の大きな内訳といたしましては、津軽広域連合に介護審査会がありますので、そちらのほうに委託している額が約四百八十万円、約五百万円ほどあります。そして、もう一つ大きいのが、その上にあります二百十四ページの一番最後のほうにあります認定調査委託料が百五十七万五千円、それからそれに伴うお医者さん等への手数料が五百十九万五千円と。こちらがその主なものでありまして、その対象になっている数ということでありまして回答したいと思います。今年度現在の数字であります、認定審査会のほうへ認定した件数ということで、全体で九百八十四件、新規の方が百九十三人、それから更新が六百八十四人、変更が百七人、そして非該当が十一人ということになっております。このうち町の職員が直接認定調査に伺うのがこの新

規と更新の数ということで、こちらのほうにある更新に係る委託料等がこちらのほうから支払われていくということになります。

それと、しからば、じゃ現在の認定者数というのがどういう状況になっているのかということではありますが、平成二十九年一月現在のこれが、国保連のほうから報告書が毎月届くのですが、その報告の数字で申し上げれば、要支援一が九十六名、要支援二が百十三名、合わせて二百九名。それから介護度ですが、介護一が百九十名、二が二百一名、三が百三十名、四が百二十九名、五が八十三名、介護度全体で七百三十三名、要支援と合わせれば現在九百四十二名が認定を受けられている方です。

ちなみに、平成二十八年一月、一年前の数字と比較すると、要支援の方が十一名増になっております。そして、介護度がついている方が逆に二十六名減になっておりまして、町全体とすると要支援者と要介護度の方を合わせれば十五人が減少しているというような状態であります。ただし、人口そのものに対する六十五歳以上の人数が三〇・五二%ということで、三〇%を超えたという状況の中でこういう形の数字になっているので、一回、二回の報告書だけではちょっと読み取れないんですが、まあまあ状態ではなかろうかということを感じております。以上です。

○委員長（佐々木政美君）

浅利委員。

○浅利直志委員

利用実態とそれから保険料の改定も含めて今年度計画を策定するわけでありましようから、そういう予算も計上されているんですけども、それで私が関連してお聞きしたいのは、介護度一・二、介護度一が百九十名、それから介護度二が二百名ほどだから、合計三百名ほどいるんですけども、施設入所といいますか特養入所とい

いますか、そういうものがいわゆる介護度三からでなければだめですよというのが住民からも大した何というか、不安の材料にも一つはなっているんですけれども、実態的に要介護度一・二で希望があるけれども入れなかった事例だとか、介護度一・二でも協議した結果入所することにしましたとか、そういう事例についてはどのような現状や取り組みなんでしょうか。その辺についてはどうでしょうか。

○委員長（佐々木政美君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。これも今の平成二十八年度、平成二十九年一月の報告書を分析すれば、施設の入所者は介護度が一番低い方で一の方が八名おられます。それから、要介護度が二の方が十五名。それから、要件を満たしている三以上ということになると、三が三十二名、四が七十一名、五が四十九名、合わせて百七十五名の方が施設を利用されております。

今、浅利委員からも、じゃ三に満たない方はどうなっているのかということなのですが、現状入っている方については退去してくださいということにはできないということなので、そのまま継続して入所しているということになります。あわせて、新規の方でそうすればどうなるのかということになれば、町と協議してということになるわけですが、現状でその協議がなされたことがまだありません。ということでは、そういう方がいわゆる特養とかそういう施設じゃなくても別の施設、有料老人ホームとか、そちらのほうにかかったり、それから在宅で介護サービスを受けているということが推察されると。それから、あわせて施設のほうでもショートステイという制度もありますので、そちらのほうもやっているのかなということで私は推察しております。

ちなみに、ショートステイのほうでいくと、要介護度一で三名、二で十八名、三で十六名という利用がありま

すので、こういう話をすれば大変あれなんですけど、施設のほうでもうまく対応しているんじゃないかということ
でございます。以上です。

○委員長（佐々木政美君）

ほかにないですか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木政美君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

本介護保険会計の予算は現実に介護を推進していく上で必要な予算でもありますけれども、しかしながらこの
間の制度改正によりまして、例えば二割負担の導入だとか、あるいはまた、保険料軽減、負担が限度に近づいて
いるという現在の所得の段階ではそういう中で軽減措置をもっと強化すべきだと、国もルール分もありますけれ
ども、国も町も。そういう点で本会計に同意できません。詳しくは本会議で述べたいと思います。

○委員長（佐々木政美君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）これで討論を終結します。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木政美君）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十四号平成二十九年藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

それでは、議案第二十四号平成二十九年藤崎町水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の二百三十九ページをお開きください。収益的収入及び支出についてご説明いたします。

第一款水道事業収益は三億七千五百二十三万九千円を計上しております。

そのうち、第一項営業収益が三億六千六十四万五千円であります。その主なものは、第一目給水収益が三億六千万円、これは水道料金とメーター使用料の合計額であります。

次に、第二項営業外収益が一千四百九万三千円あります。その主なものは、第二目他会計補助金十四万八千円は簡易専用水道委任事務交付金であり、第三目長期前受金戻入一千三百四十一万九千円は平成二十九年減価償却費相当額を収益化したものであります。

続いて、二百四十ページをお開きください。次に、支出についてご説明いたします。

第一款水道事業費用として三億七千五百二十三万九千円を計上しております。

第一項営業費用が三億三千四百六十三万五千円あります。そのうち、第一目浄配水費が一億六千九百四十五万四千円であり、その主なものは第六節の修繕費二千九十万円で、このうちメーター取替工事費は、計量法により八年経過する水道メーターの取り替費用と交換用メーター修繕費の合計一千百万五千円を予算計上しております。また、第九節の受水費一億三千八百九十万円は、津軽広域水道企業団への支払い金額であります。

第三目総係費は五千八百六十九万八千円であり、その主なものとしては、第一節給料から二百四十一ページの第六節法定福利費引当金繰入額までの合計額の人件費のほか、第十二節委託料六百二十三万九千円のうち水道メーター検針業務委託料四百三十五万円で、これはメーター検針員五人分の検針業務に係る経費であります。

続いて、二百四十二ページをお開きください。第四目減価償却費は一億六百四十八万円であります。減価償却費とは、固定資産の価値減耗分の費用化であります。実際は現金支出を伴わない費用でありますので、資本的収支の不足額の充当財源、つまり内部留保資金となります。

第二項営業外費用は二千九百十四万四千円であります。その主なものは、第一目支払利息の一千六百十四万三千円であります。

続いて、二百四十三ページをお開きください。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、下段の支出からご説明いたします。第一款資本的支出として一億二百五十四万円で計上しております。

第一項建設改良費が三千二百八十三万二千円であり、その主なものは、藤崎町水道事業基本計画策定及び両浄水場の配水タンクの耐震診断委託料が二千四百九十一万六千円と、消火栓更新工事費が四百四十万円、白子パイパス関連の町道配水管取り替工事費が二百九十一万六千円であります。

第三項企業債償還金は六千七百六十二万一千円と見込んでおります。

次に、上段の収入はただいまご説明した支出の財源であり、資本的収入として五百万円を計上しております。その主なものは、一般会計からの消火栓更新工事費負担金の四百四十万円であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額九千七百五十四万円は、損益勘定留保資金等で対応するものであります。

以上をもちまして、議案第二十四号平成二十九年度藤崎町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（佐々木政美君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百四十三ページ、資本的収入及び支出の消火栓更新工事費ということで四百四十万円ほどを見込んで予算化されておるんですけれども、これは消火栓が機能しなくなったから一般財源も含めて他会計負担金をもってやるということなんですけれども、どこのどういう箇所のカ所ぐらいの工事なのかということについてはどういった内容なんでしょうか。

○委員長（佐々木政美君）

水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

消火栓の更新工事につきましては、更新が三カ所、緊急の修繕が一カ所ということで計上しておりますが、その場所につきましては、毎年度、消防団の地区等からの要望があった箇所を選定して更新していくというものでございます。

○委員長（佐々木政美君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、具体的な、三カ所と一カ所というか、全体で四カ所の予算として見込んだということなんですけれども、その中で新たに新規でやるという箇所はないんですか。その辺はどういうふう、要望もあると思うんですけれども、それはないのですか。

○委員長（佐々木政美君）

水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えします。平成二十九年度に関しては、新規は特に現時点では計画してございません。

○委員長（佐々木政美君）

これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木政美君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十五号平成二十九年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

それでは、議案第二十五号平成二十九年度藤崎町下水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の二百六十九ページをお開きください。収益的収入及び支出についてご説明いたします。

第一款下水道事業収益として五億六千四百五十二万二千元を計上しております。

第一項営業収益が二億一千五百三十四万九千元であります。その主なものは、第一目下水道使用料を一億八千七百九十万円と見込んでおります。第二目雨水処理負担金が二千六百九十六万五千元、これは雨水処理に要すると考えられる資本費相当額、つまり資本費の一〇%の額を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、二百七十ページをお開きください。第二項営業外収益は三億四千八百八十七万一千円であります。その主なものは、第二目他会計補助金が一億八千六百八十二万三千円で、うち下水道事業会計への一般会計補助金が六千七百九十万一千円、農集排事業会計への一般会計補助金が一億一千八百九十二万二千元であります。第三目長期前受金戻入一億六千百四万四千元は、平成二十九年減価償却費相当額を収益化したものであります。

次に、支出についてご説明いたします。二百七十二ページをお開きください。

第一款下水道事業費用は五億六千四百五十二万二千元を計上しております。

第一項営業費用が四億六千六百八十九万六千元であります。そのうち第一目管渠費は一千七百四十七万円で、その主なものは、第四節委託料の七百六十七万一千円でマンホールポンプ場維持管理業務委託料やマンホールポンプ及び配電盤点検業務委託料等、第六節修繕費の四百二十九万二千元で農業集落排水のマンホールポンプ通報装置の修繕などあります。

続いて、二百七十三ページをお開きください。第二目処理場費は五千六百八十九万八千元で、この処理場費は町内に七カ所ある農業集落排水施設の維持管理費であり、その主なものは、第五節委託料の汚水処理施設維持管理業務委託料の一千九百七万五千元や、第六節手数料の汚泥収集運搬手数料等の汚泥肥料化対策にかかわる諸経費として九百四十五万六千元、二百七十四ページの第七節修繕費は各農業集排処理場の修繕費として六百七十四万五千元を予算計上しております。

第四目流域下水道維持管理負担金三千三百五十五万八千元は、岩木川流域下水道事業の維持管理費のうち二・二%相当の藤崎町負担分を予算計上しております。

続いて、二百七十五ページをお開きください。第五目総係費は二千三万七千元であります。その主なものは、第一節給料から第五節法定福利費引当金繰入額までの人件費のほかに、二百七十六ページの第十三節負担金のう

ち農集排飯田林崎処理施設維持管理費負担金が三百九十一万七千円となっております。

二百七十七ページをお開きください。第六目減価償却費が三億三千八百九十二万七千円であります。減価償却費とは固定資産の価値減耗分の費用化であります。実際は現金支出を伴わない費用でありますので、資本的収支の不足額の充当財源、つまり内部留保資金となります。

第二項営業外費用が九千三百五十六万四千円あります。その主なものは、第一目企業債等の支払利息九千七百七十六万一千円あります。

次に、資本的収入及び支出をご説明いたします。二百八十ページをお開きください。

まず、支出からご説明いたします。第一款資本的支出として六億一千九百二万一千円を計上しました。

第一項建設改良費が二億一千七万四千円で、第一目施設改良費の主なものは、人件費のほか、第六節藤崎町流域関連公共下水道事業計画変更業務委託料七百万円、第七節工事請負費一億八千四十五万円で、藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）工事の三千石堰改修工事等あります。

二百八十一ページの第二目流域下水道建設負担金四百二十一万五千円は、岩木川流域下水道事業の建設改良費のうち一・五％相当の藤崎町負担分を予算計上したものであります。

第二項企業債償還金は四億一千五百九十四万七千円と見込んでおります。

二百七十九ページをお開きください。次に、収入についてご説明しますが、収入はただいま説明した支出の財源であり、第一款資本的収入として四億四千七十万円を計上しております。

第一項企業債は二億五千八百七十万円で、その内訳としましては、第一目下水道事業債二億五千八百七十万円のうち、第一節雨水・浸水対策事業の補助裏に充当する公共下水道事業債に九千五百五十万円で、岩木川流域下水道事業建設負担金に係る企業債に四百二十万円で、公共下水道債の特別措置分として一千二百万円、第二節資本費

平準化債一億四千七百万円は減価償却費と元金償還金との差額分に相当する額であり、実質的な下水道事業会計の赤字補填財源であります。

第二項出資金の八千七百万円は一般会計からの基準内繰入金であり、企業債元金償還金等に充当するものであります。

第三項補助金、国庫補助金九千五百万円は、三千石堰の雨水・浸水対策事業に係る防災・安全交付金であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一億七千八百三十二万一千円は、損益勘定留保資金等で対応するものであります。

以上で、議案第二十五号平成二十九年度藤崎町下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（佐々木政美君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑をとります。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと、二百八十ページでございます。その中で七節の工事請負費、事業工事費一億八千万円ほどが計上されておるんです。その上の六節の委託料の中に、まずこちらのほうから聞きます。修正設計・測量業務委託料ということで百三十万円ほどを見ているんですけれども、実際七億円から約十四億円になった段階でこういう修正の設計をした上でそういうふうになったというふうに私は理解しておるんですけれども、改めてここで修正設計・測量業務委託をせざるを得ないというのはどういう理由によるのか説明していただきたい。

○委員長（佐々木政美君）

課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。これにつきましては、完成した実施設計をもとに仮設道路部分に係る補償費が発生したわけでございます。それについて全ての地権者の方と協議いたしました。その中で一人の方なんですが、リンゴの木で約三十本、補償費として八百万円をちょっと超えるんですけども、その方が、工事自体には賛成なんですけれども、そのリンゴの木全部がかかるのはちょっとということで難色を示されまして、その方の土地の対岸側、向かい側はたまたま現在何も使われていない土地でございましたので、その仮設道路を対岸側に移したほうがいいということになったわけでございます。それで、それに確かに今回百三十万円ほどがかかるんですが、その補償費は総額で八百万円かかるんですけども、この修正をすることによりまして半分、四百万円になりますので、この修正設計を行うことによって事業費的には二百七十万円ほど圧縮できるということでございますので、今回計上したものでございます。

○委員長（佐々木政美君）

ほかにないですか。浅利委員。

○浅利直志委員

そうすれば、工事費について今はそちらのほうに移設というか、そういうふうにしたほうが工事費、あるいはその地権者の要望に沿った形になるんだということで再設計が必要だというようなことでありましたけれども、それでその下の一億八千万円のこれは今年度については何メートルぐらい工事をするようになるのか。

それから、前も行っていましたように、分離分割発注でやるのかどうか、そういう執行上についてはどういうお考えで予算執行をするつもりなのでしょうか。その点についてお聞きします。

○委員長（佐々木政美君）

課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えします。今年度につきましては、延長でいきますと二百八十メートルを予定しております。それによりまして、あのバイパス、七号バイパスから上流百三十メートルぐらいの地点まで工事が進むものと思っております。

それで、これにつきましては、工事の形態につきましては、ちょうどバイパスで分割されることになりまして、二工区ないし三工区を予定してございます。以上です。

○委員長（佐々木政美君）

ほかにないですか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木政美君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、予算特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

今まで議決いたしました本案に対する予算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木政美君）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり予算案の審査に当たられた委員各位のご労苦に敬意を表しますとともに、審査にご協力いただき感謝申し上げます。

以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員の皆さん、ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時十五分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨時委員長 野呂 日出男

委員長 佐々木 政 美